

奈良県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十九号

奈良県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

奈良県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年三月奈良県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十万分の四十四」を「十万分の四十一」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。